

論 説

正倉院御物紺瑠璃唾壺考

花 田 雄 吉

正倉院中倉階下の北棚に陳列されていた有名な切子ガラスの白瑠璃碗・緑瑠璃の十二曲長杯などのガラス器の中に、唾壺形をした紺色のガラスの壺がある。正倉院棚別目録三九六号に「瑠璃壺(中七)」と著録し、「紺色で唾壺形」と注されており、「正倉院宝物」の「解説」に拠ると、高さは九糎、胴の径八・三糎、漏斗形の部分には少し歪があつて、径一一・二乃至一一・七糎、重さは一二一瓦である。⁽¹⁾

この器は、もとは他のガラス器類と共に、奈良時代からの伝来品と考えられていた模様であるが、昭和四年、会津八一博士によって、後一条天皇の治安元年(一〇二二)に、平致経の寄進施入したものであることが指摘され、⁽²⁾その後は正倉院当局に於ても、この説を認められて⁽³⁾いるものようである。⁽⁴⁾その根拠は、「東大寺別当次第」に、第六十代伝燈大法師朝晴が治安元年四月一日卒去の後、別当を補せざること二年の間のこととして、⁽⁵⁾

十月一日、前左衛門尉平致経施入紺瑠璃唾壺、有由縁、仰藏納之、との記事である。⁽⁶⁾なお山崎文雄氏等の科学的検査の結果も、同じく正倉院御物で天平奉納の紺瑠璃杯と比較して壺の色が明るく、X線の照射によるβ線の後方拡散率の調査によって、著色に使用したコバルト鉍の純度が高く、鉄・マンガン等の不純物を含むことが少ないことが判明したので、製作の年代も紺瑠璃杯よりは降っていると判定されており、原田叔人博士はこれを中国北宋時代の作品の我国に輸入されたものであつて、平安時代に於ける日宋貿易の一遺品であると見ていらる。⁽⁷⁾然るに由水常雄氏は中国のガラス器製造技術発達に疑問を

抱き、寧ろ西域から中国に齎らされたものが更に我国に将来されたものであるとの見解を公表された。⁽⁸⁾由水氏は更に研究を重ねて、論文「正倉院の紺瑠璃壺について」を発表し、この正倉院の唾壺は、西トルキスタンに於て十世紀頃に製造されたものであるうとの結論を下しておられる。氏の研究によれば、当時ガラス製唾壺の産地としては、中国・西トルキスタン及びイランの三地方が考えられるが、西トルキタンに於ては、多くの古窯址が発掘されており、九世紀から十一世紀にかけて盛にガラス製品が製造され、ガラス製唾壺の出土も七例を数えている。然るにイランに於ては窯址の発見もなく、北部イラン出土の二個の唾壺もイラン製とは断定できず、寧ろ西トルキスタンよりの輸入品の可能性が強い。また中国に於ては、文献資料から窺われる技術の程度では、鉛ガラスの製造が主であつて、ソーダガラスのこの唾壺のような、高度の技術による優れた作品の製造は無理であるということである。この論拠は頗る妥当であつて、先づ西トルキスタン製と認めて差支ないものと思われる。

このように観来れば、この唾壺が治安元年に、平致経の献進したものであることは、殆ど問題がなく、今更疑問を懐く余地もないように思われる。然しなおこの容器が現在我々が見馴れている西洋式の唾壺とは著しく形状を異にし、漏斗部と壺身の間が細くくびれていて洗滌に不便であり、また汚物を入れるのに、破損し易く且つ透明なガラス器を用いるのは不適當であるとして、この器を唾壺と見るのに疑問を懐き、また仮にこれが唾壺であるとしても、奈良の大仏に献納するの

に香炉や花器などと違って唾壺を以てするのは如何とか、或は東大寺の印蔵に納められた旨を記録されているものが、現在正倉院に所蔵のものと同じ物であることには疑問の餘地があるとの論もあったので、この壺が正しく唾壺であって、平致経施入の品であることを確かめんとするのがこの小論の目的である。

中国に於ては黄塵万丈の風土の關係もあって、唾壺は生活上必要な容器の一であって、古くから常に身邊に置かれて用いられた。由水氏は、中国に於ける考古学・美術史の文献に見える出土又は伝世の唾壺の実例を蒐め、西晋・北宋・南宋・遼・元に亘って五例を挙げておられるが、その出土地は主として湖北・江蘇の両省で、一例は遠く内蒙古に及んでいる。また白沙の宋墓及び永楽宮純陽殿の元代壁画の中に画かれた唾壺を例示していられる。

故人愛用の唾壺の実物または陶土製の明器が墳墓に副葬品として埋葬されることは古い時代から行われ、上記の出土品はその実例であるが、「西京雜記」に、西漢の広川王去疾が不良少年を集めて、国内の古墳を片端から発掘した話を載せている。その一として、戦国の魏の襄王の塚を発いたところ、玄室の石槨は宏壮で美しく磨かれていたが、既に盗掘されたのか中はすっかり空で、ただ玉唾壺一枚・銅劍二枚・金玉雜具が残っているのみであったが、何れも新品のように美しかったので王は取って使用したという。また東漢の時代に孔安国が侍中のとき、特に願ひ出て皇帝の唾壺を掌ったことが見え、それによってこの賤職が却って廷臣間で名譽とされたという話も伝わっている。なお東漢の末に曹操が、皇帝の所用として純金の唾壺一枚・漆円油唾壺四枚、貴人の用として純銀參帯の唾壺三十枚を献上している。珍貴な材料を使用した例としては紫水晶の唾壺があり、西晋の武帝の太康四年(二八三)に、臨邑王范熊が紫水晶の唾壺一口及び青と白との水精の唾壺各二口を献じたという所伝がある。更に宋の蘇東坡はその詩に、

「莫因老驥思千里。醉後哀歌缺唾壺」と詠んでいる。⁽¹⁵⁾ 上述の諸例は既に由水氏も指摘されているところであるが、中国の文献には、なおこの他にも幾つかの例を見出すことができる。

上掲の東坡の詩のものになった著名な話であるが、晋の武帝の女婿の王敦という野心家が、志を得ずして憤懣の情に堪えず、酒を飲む毎に、魏の武帝作の楽府「老驥伏櫪。志在千里。烈士暮年。壯心不已。」を歌い、如意で唾壺を打って拍子をとったので、壺の縁が欠けてしまったという。⁽¹⁶⁾ 常に身邊に置いて使用したことが知られる。また東漢末の学者蔡邕が皇帝から下賜された図書・器物を列挙している中にも、薰炉・彈碁などと共に唾壺があげられている。⁽¹⁷⁾

一般庶民の用いた唾壺は、陶磁器又は土器で作られるのが普通であったろうと思われるが、上製のものは銅で作られ、東漢の頃には上流階級に使用されたとみえて、馬融はその「遺令」の中で、家人に銅唾壺を用いるのを戒めている。⁽¹⁸⁾ 皇帝の用具に黄金製の唾壺を用いたことは、前に東漢の例を挙げたが、北宋の時代に、太子の婚礼の調度の中に、漆書銀帶の唾壺が見える。⁽¹⁹⁾ また宋の徽宗の妃、章賢妃は高宗の生母で、のちに皇太后となり顯仁太后と諡されたが、徽宗と共に金に捕われて長期労苦を重ねたので、帰国の後も身を持すること節儉であって、有司が黄金の唾壺を進めたところ、塗金の唾壺に取替させて使用したことを「宋史」は伝えている。⁽²⁰⁾ 次いで元代に於ける宮廷の唾壺の制では、銀を以て作り、蓋は黄金を以て塗つたものを使用した。⁽²¹⁾ また明代の制では皇帝・皇后の用には金唾壺を供し、清代に於ては皇帝・皇后及び皇貴妃には金唾壺を、妃には銀製の唾壺を備えた。⁽²²⁾ 副葬品の例としては、「太平御覽」所収の賀循の「葬禮」に、瓦唾壺一枚を挙げており、同じく「修復山陵故事」には、皇后の山陵の玄室に白瓦の唾壺五枚があつたとあるが、これらは明器として作られたものであろう。

上述の襄王の塚から出土の唾壺は玉製であつたというが、玉の唾壺を使用するのは、豪奢な生活の表現であつて、唐宋の稗史小説の類には、帝王の生活を描出した場面に散見している。⁽²⁶⁾

つぎに古代唾壺の遺品についてその形状を見るに、漢代の唾壺の实物で知られているのは、朝鮮樂浪郡の遺跡で彩篋家と命名された古墳から出土したものがあり、壺の部分と漏斗部の凹面形の蓋とが別々に作られて組合はせになっており、金銅鉤即ち乾漆に金銅を象嵌した夾紵製で、漏斗部の上面や銅部に達筆で雲竜文などが施されている。この唾壺は底面に著しい磨滅の跡があつて、相当長期間使用された遺愛の品であることを物語っている。⁽²⁶⁾ 由水氏の前掲論文に収録された西晋より元に至る中国出土の諸例、宋・元の壁画中のもの、トルキスタン及び印度の例は、いずれも壺部と漏斗部とが結合している。西晋のものはまだ漏斗部の周幅が狭いが、宋・遼・元のもの、時代の降るに従い、頸部の括れが太くなる傾向はあるが、大体類似の形状であつて、正倉院の唾壺と似通っている。元史輿服志に見える「寛縁虚腹」という表現は、これをよく現わしている。⁽²⁷⁾

宮廷使用の唾壺で、その実物の存するものは、清代に紫禁城に於て使用されたもので、由水氏の前掲論文に引用されている「故宮藏瓷」所収の南宋の磁製のものがある。その他にも「中国工芸」収載の、康熙の銘のある銅製琺瑯引きの小壺、即ち台北故宮博物館所蔵の銅胎琺瑯彩小壺があり、胴部には艶麗な牡丹の花が描かれている。⁽²⁸⁾ この両壺に共通する形態の特徴は、頸部が著しく太くなって立襟状となり、漏斗部は僅かに外に反った縁に痕跡を止めるのみで殆ど消滅していることである。

ガラス製唾壺の中国伝来についての記録は、由水氏も指摘されているところであるが、梁の武帝の天監(五〇二—五一九)の初に、中天竺国、一名身毒の王屈多が、長史竺羅達を派遣して交易を求め来つたと

き、その上表文の中に、信物として瑠璃唾壺・雜香・吉貝等を献ずる旨が記されている。⁽²⁹⁾ 天監は六世紀の初で治安までには既に五百年以上を経過しているのであるが、その後トルキスタンに於けるガラス工業が隆盛に赴くに随い、ガラス製の他の諸器具と共に唾壺も、遙々流沙を渡つて中国に輸入されて来たのであらう。

また大仏と唾壺との関係も一見奇抜に感じられるのであるが、東晋の法頭の「仏国記」に、法頭が葱嶺、即ちパミールを越えて罽叉国に入つたときのことを記して、

其国中有仏唾壺、以石作之、白色似仏鉢、

と述べている。⁽³⁰⁾ 石製で白色とあるから白大理石で造られたもので、中国の唾壺とは形が異なり仏鉢に似ているという。釈迦は終生布教説法を続けたのであるから、唾壺も必要な日用品として所持していたと考えられたのであらう。この仏唾壺の話は、早くから我が国に於ても関心を持たれていたものと見えて、源順の「和名類聚鈔」の唾壺の条には、

外国伝云。仏唾壺色似文石。

と記されてをり、相当に知られていたことと思われる。従つて東大寺の僧侶の中には、釈迦の本仏である毘盧遮那仏に、この美しい唾壺を献納することもまた相応しいことと考えて、致経に寄進を勧めた者があつたかも知れない。

⁽³²⁾ 左衛門尉平致経は備中丞致頼の子で、小右記及び左経記の記事によれば、弟の内匠允公親と共に乱暴者の武士であつて、当時は殺害犯人として、七道諸国に官符を下して、厳しく追捕を受けている身であつた。その犯行というのは、致経は年来東宮町に寄宿していたが、前年(寛仁四年)東宮職の徴夫の役を拒んだので、藤原道長の命によつて、東宮亮藤原惟憲が下部数十人を派遣して、致経宅を切破らせた。致経はこれを恨み、惟憲を暗殺せんとして、つけ狙うこと三晩に及んだが

果さず、東宮史生の安行を殺害した。弟の公親もまた、先年湊口の信濃介という者を一条堀川の橋上で暗殺し、共に逃亡して尾張に下り、郡庁を壊って新宅を営むなどの暴行を働いたものである。致経等は、その後伊勢に居るというので検非違使を派遣したが逮捕できず、治安元年の夏には、また舞戻って比叡山の横川に潜伏していた処を、検非違使をして襲わしめたが、既に立去った後であった。このように摂関家の権力に反抗した武士であったが、南都・北嶺の僧徒の中には、横川の静覚のように当時験者として知られた者でも、致経を庇護する者があったので、この頃は南都に遁れて東大寺の僧徒の間に置かれていたのであろう。そこで致経は、滅罪生善のため、また追捕を免かれんことを祈って、大切に所持していたこの壺を、大仏に奉納したものである。

転じて我が国に於ける唾壺の例を見るに、前述の「和名類聚鈔」には澡浴具の中に挙げられているが、生活必需品というよりも寧ろ装飾的家具としての色彩が強く、「延喜式」では斎院司の条に、斎王使用の膳器の中に、銀製の飯碗一合・箸三具・盞一合・盤二口などと共に、銀唾壺一口が見え、これに対応して内匠寮の野宮の装束の料として銀唾壺一口を挙げている。⁽³⁴⁾ 仍って銀の製品を用いたことが知られる。「西宮記」及び「江家次第」には、天皇御元服の儀式の調度の中に見えており、後者には二階厨子の中層に、打乱筥と並べて唾壺を置き、前者には「御唾壺并筥」とあるから、筥に納めて置いたものと思われる。⁽³⁵⁾ その実例は、村上天皇の応和三年、当時東宮であられた憲平親王即ち後の冷泉天皇の御元服の際に調度として、銀の御唾壺一口と蒔絵の唾壺の御筥一合が使用されている。⁽³⁶⁾ また「為房卿記」には寛治五年、堀河天皇の中宮篤子内親王の入内の記事の中に、藤原道長の女、上東門院彰子御入内の時の調度が平等院に納められていて、それには二階厨子の上段に唾壺が汔坏と並べて置かれているが、藤原師実

の説では、火取の代りに唾壺を置いたのであるから、今回は火取を供えたから唾壺を設けるには及ばない、と云うことであると記されている。⁽³⁷⁾ この唾壺と汔坏とを並べて二階厨子の上層に置くことは「類聚雜要抄」にも母屋の舗設として見えている。⁽³⁸⁾ 清涼殿朝餉の間の調度にも、同様に二階厨子の上に唾壺が置かれていることは、順徳天皇の「禁秘抄」に見えているが、⁽³⁹⁾ 現在の京都御所清涼殿の朝餉の間に於ても、金属製と見える唾壺が置かれている。なお管見に入ったものに梅沢記念館所蔵の重要美術品に指定された元禄八年銘の洪右衛門色絵の磁器の唾壺がある。⁽⁴⁰⁾ これは模様には日本趣味が加わっているが、恐らくは長崎経由の清国製の輸入品を仿製したものであろう。

さて問題の正倉院御物の瑠璃の壺であるが、正倉院の宝物は、幸にも最初の奉献の品は献物帳によって明瞭に知ることができ、其後は勅封によって嚴重に保管されて来て、数度の曝涼・点検の際の目録が存しており、その来歴を略々たどることができる。献物帳には、

- 1、国家珍宝帳（天平勝宝八歳六月廿一日）
- 2、種々葉帳（天平勝宝八歳六月廿一日）
- 3、屏風花氈等帳（天平勝宝八歳七月廿六日）
- 4、大小王真蹟帳（天平宝字二年六月一日）
- 5、藤原公真蹟屏風帳（天平宝字二年十月一日）

の五種と、これに準ずるものとして「礼冠礼服目録断簡」及び天平勝宝四年四月九日の「礼服二具納櫃附札」がある。香料と薬品を載せた種々葉帳、嵯峨天皇の弘仁五年（八一四）出蔵のままになった藤原公真蹟屏風帳、弘仁十一年（八二〇）出蔵して戻らなかった大小王真蹟帳の収録品及び礼冠・礼服を除いて、国家珍宝帳の六百余点、屏風花氈等帳の十点が問題であるが、この中には問題の壺を含むガラス器類は含まれていない。その後の出納品を記録したものに、

- 1、雑物出入継文（雙倉北継文）（天平宝字八年七月廿五日——弘仁五年

六月十七日・斉衡三年六月廿五日)

2、出蔵帳(御剣出)(天平宝字三年)

3、雙倉北雜物出用帳(雙倉北物用帳)(天平勝宝八歲十月三日——天応二年二月廿二日・延暦三年三月廿九日)

4、雜物出入帳(雙倉雜物下帳)(弘仁二年九月廿四日——天長三年九月一日)

があり、曝涼点検の記録としては、

1、延暦六年六月廿六日曝涼使解(珍財帳)

2、延暦十二年六月十一日曝涼使解(曝涼目録)

3、弘仁二年九月廿五日勘物使解(官物勘録)

4、斉衡三年六月廿五日勘物使解(雜財物実録)

以上の四種の目録がある。一部に欠脱蠹蝕があるが、その記載は詳細であるにも拘らず、これ等にも該当のガラス器類は見当らない。故にこの唾壺が天平奉献のもの、または斉衡の頃までに正倉院の勅封蔵に納められたものの中には存しなかったことだけは判明する。

併し問題なのは、現在の正倉院所蔵品には、この他に南倉に収められていた大仏開眼の儀式に使用された諸物品其他、東大寺の法会の用具など、もと東大寺の什物で綱封蔵になっていたものが多数混入していることである。この綱封蔵というのは、もと東大寺の阿弥陀堂と薬師堂の宝物であったものを、延喜二十年(九二〇)に宣旨によって羈索院の雙倉に移して、三綱の封を附することになったものであるが、天曆四年(九五〇)にこの雙倉が朽損したので、その収納品を正倉院の南倉に移したものである。⁽⁴⁴⁾併しこれらのものは銘文があったり、東大寺献納の日を記した札が存していたりして、多数のものはその来歴を明らかにすることができるのである。⁽⁴²⁾

平致經献納の唾壺の収納されていた印蔵というのは、「東大寺勅封蔵記」に、印蔵のことを「号上司倉云々」と注されているように、上司

即ち東大寺上政所の所管の倉庫である上司倉の一で、寺印が納められていたので印蔵と称した。「東大寺統要録」拜堂篇所収の新熊野法務定親の「拜堂記」に拠れば、仁治二年(二四二)の頃には、「印鑑櫃大小五合在覆。」⁽⁴⁴⁾が収められており、「統要録」宝蔵篇には、正倉院の柩の鑑も収められていたことが見える。なお嘉禎三年(一二三七)には、朝廷から持参した北倉の鑑が合わないので不審のあまり上司印蔵を調べたところ、綱封蔵の鑑と間違っていたことが判明したこともあり、「東大寺要録」の諸院章には「納三流記公驗等二。銘一枚。注伽藍縁起。」と見えており、伽藍縁起というのは「銅板勅書」のことであり、印鑑の他に東大寺の重要文書・記録類が収納されていた。また寛喜二年(一二三〇)の宝庫修理の際の開封記には、

上司三字蔵。内一字勸進所預之。一字舞装束等納之。一字本願勅書以下文書納之。⁽⁴⁵⁾

とあって、鎌倉の中期には印鑑・文書を収めた印蔵の他に二倉があり、合せて三倉があったことが知られる。

この印蔵はまた屢々正倉院宝蔵の修理の際の臨時収蔵庫に充てられたことがあり、永暦元年(一一六〇)には技楽面等を出蔵して印蔵に納め、また寛喜二年には、北倉と南倉が破損したので、その修理のため、北倉の宝物を中倉に、南倉の宝物を上司倉に移し、寛元元年(一二四三)の修理の際には中倉の宝物を印蔵に移している。⁽⁴⁶⁾筒井英俊師は、現在の東南院文書はもと印蔵にあったことから推して、正徳四年(一七一四)に東南院に移築して、経蔵として使用されてきた東南院の校倉は、この印蔵の一であるという説を立てていらる。⁽⁴⁷⁾また福山敏男博士は、慶長八年の「薬師院実祐記」に「二ツ御蔵」と見え、「正倉院御開封記草書」に「油倉之二倉」と書かれている二倉とは、上司倉ことであるから、結局油倉と上司倉とは同じということになり、そのうち北倉には楽器その他があり、南倉には記録箱・楽器・官符など

があったので、南倉がもとの印蔵にあたるとも考えられるが断定はし難い。その油倉の一つは正徳四年七月頃に、東南院に移し、他の一つは文化年間に手向山八幡宮楼門前の参道の南に移建されたいとの推定を下しておられる。⁽⁵⁰⁾

上掲東大寺別当次第の「仰蔵納之」の仰の字を印の誤写と見て、印蔵に納めたと解するのは会津八一博士の説であるが、由水常雄氏はこれを「仰ぎて之を蔵に納む」と読み、蔵は綱封蔵のことであって、この唾壺は最初から綱封蔵に納められたものとされている。⁽⁵²⁾併し文脈の構成から見ても、主格がなくて卒然と「仰」と云うのは如何であらうか、記録などで前後の關係から主格が察知できる場合には、主格を略して「仰」を使用することも少くないが、本書には他に用例が見当らない。また本書には「印蔵」という文字は、この他にも四箇所に見えており、また「件蔵物」というような用法は見えるが、倉の名称を挙げないで単に「蔵」という用例は見えないので、由水氏の読み方は首肯し兼ねる。やはり会津博士に従って印蔵の誤と見る方が妥当のように思われる。

この唾壺が再び東大寺の記録に現われるのは、平致経が献納してから百七十二年後の建久四年(一一九三)のことである。平重衡の兵火による罹災の後、東大寺が再建され、後白河法皇自ら天平の筆墨を用いて大仏開眼の儀を行われた文治元年(一一八五)から八年の後である。

文治五年(一一八九)には勅封倉の湿損の状況を検せられたが、建久四年に北倉と中倉とを修理することとなり、その勅封蔵の宝物を南倉に移すために八月二十五日開封点検が行われた。このときに調製された勅封蔵の開検目録が「東大寺要録」の宝蔵篇と、「東大寺勅封蔵目録記」とに収められているが、その北蔵の部に、

染付張櫃一合、

納青玉杯一口、瑠璃水瓶一口、
黒葛簀

瑠璃唾壺一口、

色々帽子二枚、袋、^{在錦} 帶一筋、

と見えており、染付張櫃の中に納められている。⁽⁵⁴⁾この瑠璃唾壺というのは、この目録の中には他に類品がなく、この一品だけであって、前に記したように献納帳・出納帳・曝涼帳の類には全然見えないものであるから、致経献納の唾壺と見て差支えないように思われる。但し、致経献納の唾壺は印蔵に納められたのであるが、それがどうして勅封蔵の北倉の宝物の中に姿を現わしたのであるかという疑問が生じる。それについて第一に考えられることは、「正倉院塵芥文書三」の中にある「東大寺綱封蔵見在納物検注文」であって、永久五年(一一一七)八月七日、白河上皇の院宣によって東大寺綱封蔵の収納品を検注録上したものであるが、その目録の後に、「於重物者、去年多被移勅封蔵畢。」とあって、⁽⁵⁵⁾綱封蔵宝物のうち重要なものは、その前年の永久四年(一一一六)(治安元年より九十五年後)に勅封蔵に移された旨が記されている。時代の隔たるに伴って、この頃になると正倉院の宝物の貴重さが一層重視されて来たので、この処置がとられたものと思われるが、これは綱封蔵についてのことであるが、この時か、またその前後に、印蔵にあった紺瑠璃唾壺も勅封蔵に移されたのではあるまいかと思われる。但し、少し時代が経過しすぎているので、第二に考えられることは、先に記したように、印蔵は屢々仮宝庫として使用されたのであるから、致経奉納の際にも、本来ならば綱封蔵に納入すべきものであるが、丁度東大寺では別当も欠員中であり、綱封蔵は東大寺でも勝手に開封するわけにも行かないので、仮に印蔵に納めたのであって暫らくは印蔵に安置されていたが、次の開封の機会に、印蔵に仮に移された他の宝物類と共に綱封蔵に移されていたものを、永久四年に至り、その貴重さを認められて勅封の北倉に移されたものとも推定されるのである。

建久四年から五十年後の寛元元年(一二四三)の修理までの間に、寛

喜二年(一二三〇)七月十七日と、嘉禎三年(一二三七)六月三日の二回、検注使の差遣があったが、寛喜の検注は建久の注文に合点を加えて加除したのみで、新に目録の調製は行われなかった。また嘉禎の検注の際には、大衆の抗議によって宝物を宝庫の外に出すのを中止して、庫内で櫃数の点検を行ったのみで内容の検注にまでは及ばなかった。寛元元年の宝庫修理のときは、櫃及び厨子の数を点検して封を加えて仮に西印蔵に収納したが、閏七月二十三日注進の目録には、櫃に入っているものは内容の記載に及んでいないが、建久の目録の「染付張櫃一合」に相当する「張櫃一合」が載っており、他の櫃類と一括して「已上有納物」とあるから唾壺もこの櫃に収められたまま伝わっていたものと思われる。⁽⁶⁷⁾

その後は上皇・摂関・將軍などの拝観のために、幾度か開封が行われ、沈香の一部を切り取ったり、碁石を下賜したりすることはあったが検注のこととはなく、長い天下の大乱も漸く治まって、徳川家康が征夷大將軍に任ぜられた直後、慶長八年(一六〇三)に家康の命によって修理が行われ、二月二十五日に宝物を油倉に移した。この際、新に杉の長持三十二個を新調して宝物を整理して収めた。⁽⁶⁸⁾その後慶長十七年(一二二)に、東大寺の衆徒、福蔵院・中証院・北林院の三名が勅封蔵の敷板を切破って、御物の鉢七十七枚・天蓋の鳳鐸・華蔓等を盗み出したことが発覚して、犯人を捕えて猿沢池畔に晒し、⁽⁶⁹⁾慶長十九年二月十七日に至って奈良坂で磔にかけるといふ事件が起った。そこで調査のために慶長十七年の十一月十三日、宝庫の開検が行われ目録が調製された。⁽⁷⁰⁾その後五十四年を経て、寛文六年(一六六六)に、また中倉の小修理があり、開検を行い目録を調製した。⁽⁷¹⁾このとき、北倉二階の宝物を南倉に移し、南倉の宝物のうちで重要でないものを北倉に移した。此の目録は慶長の目録を基に整理して照合を行ったものと見え、品目の内容は殆ど変っていない。この両度の目録には紺瑠璃唾壺

に相当するものは見当らない。それから二十七年を経て、元禄六年(二六九三)に宝庫の大修理が行われ、五月十六日、宝物をまた油倉に移したが、このときには蘭奢待と新熟香のために長持二櫃を新調して収め、金珠院に於て鳥毛帖成文書屏風等の修理が行われた。この度は出蔵するに従って改めて目録がとられたが、この目録を収めた「東大寺正倉院開封記」には、

(中倉)
中し合文長持壺荷之内

壺焼物壺ケ 琵琶袋 唐紙壺ツ

菓種二袋 櫃之蓋壺ケ 瑠璃壺ケ

其外細道具アリ

と記されており、「し」号長持の中に収め、中倉に格納されていたことが判明する。⁽⁷²⁾

この「し」号長持は慶長の目録には、「北之端貳階」即ち北倉の階上に在って、

し長持壺ツ 内一ツ焼物之壺、壺ツ唐織之琵琶袋、貳袋菓有、壺ツ

箱之蓋、

と記されており、寛文の目録「東大寺三藏宝物記」には、移されて「南御倉二階」に在って、

し 長持壺ケ内

壺 焼物 壺ケ

菓種 二袋

琵琶袋 唐織 壺ケ

櫃ノ蓋 壺ケ

と記されているものに相当し、慶長八年家康の寄進した杉の長持の一である。この壺が唐紙その他の細々とした品と共に、元禄の目録にはあって慶長の目録には見えないのは、寛文の目録に、「北之御倉内者、御衣之類等之小道具有之。此度雖開封者被成、御道具一々不被

及「校合」也。」と記しているように、御衣の類・小道具などの著録を省略した為であろう。彼の紺瑠璃杯と白瑠璃高杯もこの兩度の目録には脱落しているのである。⁽⁶³⁾故にこれまでは他の櫃に収められていて、箱の破損などにより元禄に至って、この長持に移して収納された可能性もあるけれども、他の長持の慶長と元禄との収納品を比較して見ると、慶長の方は頗る簡単で元禄の方が詳しく、品数も多くなっているものが多数あるので、慶長のものには可成りの脱落、又は省略があると思われるのが妥当のように思われるのである。⁽⁶⁴⁾

つぎの開帳は更に百四十年を経て、天保四年(一八三三)に至り、宝庫の屋根修理の為に、十月十八日開封が行われた。この度は宝物を手向山八幡宮の宝蔵及び東南院の宝庫に、塵芥類・雑物を大湯屋に移して宝庫の修理を行った。このとき十月十八日より同月二十四日に亘って、詳細な点検と目録の調製が行われた。穂井田忠友が成卷文書正集四十五巻、即ち正倉院文書正集を修理整理したのはこの際であった。この目録「天保四年御開封正倉院御宝録」に、

中御倉 慶長八年御新調
一し 長持一箇内

壺焼物

琵琶袋 唐織

薬種

櫃蓋

瑠璃壺 壺ハツ内一ツ瑠璃、

小道具入箱

此内薬種 古銭サイカク

其外ガニコ

大サ三寸計
赤キ瑠璃ノ如キモノ
〇 二寸計

と見え、依然として「し」号長持の中に収められているが、この度は中倉に収納されている。なお明治になって調製された「正倉院御物目

録」にも、「中倉納物」の階下の部に、

一同壺壹口^(壺)

と見えている。⁽⁶⁶⁾

以上のように来歴を辿って検討してみると、この壺を治安元年に平致経施入の唾壺に相違ないと判定しても矛盾はないものと思われるのである。終りに、初稿起草の機縁を与えられた太田晶二郎教授、関係論文について御教示を載いた桃裕行所長・玉村竹二教授に謝意を表する。

注

(1) 宮内庁書陵部編 正倉院棚別目録 九〇頁

正倉院事務所編 正倉院宝物解説 中倉 四頁

(2) 宮内省編 東瀛珠光 第三輯 第一三六

帝室博物館編 正倉院御物図録 第七輯 中倉納物

(3) 会津八一博士 正倉院に保存せらるる公験辛櫃について 正倉院の研究 (東洋美術特輯) 所収 二二頁

(4) 和田軍一氏 正倉院の歴史 石田茂作・和田軍一両氏編 正倉院 四三頁

(5) 東大寺別当次第 群書類従 第三輯補任部所収

(6) 原田叔人博士等 正倉院ガラスの研究 正倉院事務所編 正倉院のガラス所収 一七一―一八頁

(7) 由水常雄氏 清涼寺釈迦如来立像の胎内納入物のガラスについて 美術史 第四冊 六六頁

(8) 由水常雄氏 正倉院紺瑠璃壺について 美術史 第六六・六七冊 九五頁

私がこの小論の初稿を草して史料編纂所教授会の検討を請うたのは、昭和四十三年二月で、由水氏の論文はまだ公表されていなかったのであるが、この論文を拜見するに及んで啓発されるところ多く、稿を改めた。若しも当時、由水氏の論文の存在を私が知っていたならば、今更に遼東の冢ともいべきこの小論を草することを企てなかったであろう。

(9) 大日本史料その他の史料編纂所の出版物に於ては、挿入の図版についても一々厳密な検討を経た上で採否を決定している。この小論もその過程に生じた一例にすぎない。

(10) 由水常雄氏 前掲論文

(11) 西京雜記 卷六 漢魏叢書所収

(12) 後漢書 卷一〇 獻帝紀注

太平御覽 卷七〇三 服用部五所引 弘藏与子琳書

(13) 同上 魏武帝上雜物疏

(14) 同上 交州雜記事

(15) 東坡集 卷八〇詩 次韻劉景文見寄

(16) 晉書 卷九八 列伝六八

(17) 蔡中郎文集 卷八 巴郡太守謝表 漢魏叢書・漢魏六朝一百三家集所収

(18) 太平御覽所引 馬融遺令に、「家中不得下銅唾壺。」とある。

(19) 同上 東宮旧事

(20) 宋史 卷二四三 列伝二 后妃下

(21) 元史 卷七九 輿服志二 儀仗

(22) 明史 卷六四 儀衛志

(23) 清史稿 輿服志四注

(24) 太平御覽 卷七〇三 服用部五

(25) 王嘉の拾遺記(漢魏叢書第八九所収) 卷七には、魏の文帝の寵愛した薛靈芸が紅淚を玉唾壺に承けた話。同卷八には、吳主が潘夫人と遊宴酣

酔して玉壺中に睡し、侍婢をして台下に瀉せしめた話などが見える。

(26) 小泉頭夫氏編 楽浪彩篋家 四八頁以下

平壤南郊の大同郡南串南井里にある。この古墳には、一人の男子とその妻と思われる二人の女子の遺体が埋葬されていたが、男子は東漢末期

頃の県令位の身分と推定される王某という人で、夥しい出土品は厚葬の

風を如実に示し、世の注目を惹いた。その中にあったこの唾壺は、壺の

部分の高さ一〇・八釐、径一四・〇釐で、口縁部と胴部に七条の金銅の

輪を廻らし、肩部の狭い帯に朱漆の雲竜文を施し、蓋の部分の高さ一・

九釐、径九・七釐で、周辺に金銅の輪を廻らし、凹面は朱塗で中央に円孔のある座金を象嵌し、その四方に流麗な雲文を画いている。

(27) 元史(前出)

(28) R. Soame Jevyson・William Watson 中国工芸(井垣春雄氏訳) 第五章 琺瑯器 二〇七頁

この壺は、高さ一三・五釐、胴部に牡丹の花と黄地纏枝文様を画き、

部に円形の薔薇の花のついた帯状の文様を施している。

(29) 梁書 卷五三 列伝四八 諸夷 西北諸戎

(30) 高僧法顯伝 大正新修大藏經卷五一 史伝部三 八五七頁

(31) 和名類聚鈔 卷一四 操浴具一八一

(32) 左経記 寛仁四年二月十四日条・治安元年五月十一日及び廿八日条・

同年六月三日及び八日条

小右記 治安元年八月廿四日条

小記目録 卷一七 臨時七 闘乱事・勘事

(33) 和名類聚鈔(前出)

(34) 延喜式 卷六 斎院司・卷一七 内匠寮

この唾壺の大きさは口径八寸五分で、その鑄造材料には、銀小七十八

兩・炭二斗・和炭一石五升・油一合五勺・鉄半挺を要し、所要人員は長

功五人・中功六人・短功七人と見えている。

(35) 西宮記 卷一一 天皇元服儀裏書 御調度事 増訂故実叢書所収

江家次第 卷一七 御元服 増訂故実叢書所収

(36) 東宮冠礼部類記 冷泉院 続群書類従 第一輯公事部所収

(37) 為房卿記 寛治五年十月廿五日条

(38) 類聚雜要抄 二調度 御装束 群書類従 第一六輯雜部所収

(39) 禁秘抄 上 清凉殿 朝餉 群書類従 第一六輯雜部所収

(40) 梅沢記念館編 九州のやきもの(秋季特別展)

高さ八・五釐、径一七・二釐の華彩の小壺で、大体の器形は正倉院の唾

壺に類似し、その漏斗部の上面の縁には菱形の模様を連ね、凹面部には

中央の孔を廻って十個の円形を画き、その中に各々異った模様を描き、

漏斗部の下面と胴部は連ねて縦に六等分して、その一劃置ききの三面には

竜と鳳と円孤文を描き、底面は六角形で「元禄八^{乙亥}梯」の銘を施している。

- (41) 東大寺要録 卷四諸院章 絹索院 続々群書類従 第一一宗教部上所収

- (42) 石田茂作博士 正倉院御物年表 正倉院の研究(東洋美術特輯) 一七七頁

- (43) 東大寺勅封蔵記 卷下寛元以後 続々群書類従 第一六雑部所収

- (44) 東大寺統要録 拝堂篇 続々群書類従 第一一宗教部上所収

- (45) 同上 宝蔵篇

- (46) 東大寺要録 卷四諸院章 印蔵

- (47) 東大寺統要録 宝蔵篇

- (48) 同上

- 正倉院塵芥文書 三

- (49) 簡井英俊氏 正倉院に関する二三の考察 続正倉院史論(寧楽一五)

- 四一頁

- (50) 福山敏男博士 東大寺の諸倉と正倉院宝庫(日本建築史研究所収) 三

- 四九頁

- (51) 会津八一博士 前掲論文

- (52) 由水常雄氏 清涼寺釈迦如来立像の胎内納入物のガラスについて(前出)

- (53) 東大寺別当次第(前出)

印蔵の文字の見えるのは、二十五代清棟の条注・五十代寛朝の条・六十四代深観の条・七十六代勝覺の条である。なお四十五代光智の条に、

天曆四年五月二十六日宣符。^(注略)絹索院雙倉前別当任悉以類落。今年

六月仲蔵物差遣威從移納正蔵院。

とあるが、これは東大寺要録 第四 諸院章の絹索院の項に見える。

右前帳云。阿弥陀堂・薬師堂等雜物。依去延喜廿年十二月十四日宣旨文。皆移納於絹索院雙倉。以為綱封。而不開勘者。件倉朽損前別当大法師任中。蓋瓦・材木悉類落。仍解文言上之日。依天曆四年六月綱牒

旨。威儀師・從儀師勸茂為使。件所納之雜物宝。併移納正蔵三小蔵南端蔵。綱封云々。

に相應する記事であり、「仲蔵物」は「件蔵物」の誤写である。

- (54) 玉葉 文治五年三月廿一日条

東大寺統要録 宝蔵篇

東大寺勅封蔵目録記 卷上建久以後等 続々群書類従 第一六雑部所収
このうち「青玉杯」は、正倉院棚別目録三九四号の紺瑠璃杯に相当するものである。その後の目録には見えないが、元禄六年の開封のとき発見されて「白」号長持に納められ、天保の目録に「仮水晶茶碗」と記録されている。茶碗となつてゐるのは発見のとき脚がとれてゐた為に誤られたのである。次の「瑠璃水瓶」は棚別目録三九五号の白瑠璃瓶で、同じ建久の目録に、「朱漆障櫃廿六合」のうちの「一に、「連子形苜一合」に納めた「瑠璃水瓶一口、同器一口、碧瑠璃壺一口、」があつて同名の品が二箇あるので、現存のものが何れとも判別できないが、慶長の目録には「む」号長持に納められて、元禄の目録には「ヒイトロ水瓶」と見え、「白」号長持に移され、天保の目録には「同(仮水晶)水瓶」と記載されている。因に次の「同(瑠璃)器」は、棚別目録三九七号の切子ガラスの白瑠璃碗と推定され、慶長の目録には「びいどろの葉すり」、寛文の目録には「ビイドロ御茶碗」、元禄の目録には「ヒイトロノ茶碗」、天保の目録には「仮水晶茶碗」と見え、慶長以来常に「ね」号長持に納められていた。つぎの「碧瑠璃壺」とあるのは、もと「碧瑠璃杯壺口」とあったのが、「杯」を脱落して次の「壺」を「壺」と寫し誤つたものと推測する。即ち棚別目録三九八号の緑瑠璃十二曲長杯に相当するものである。慶長の目録には白瑠璃瓶と共に、「む」号長持に納められ「貳ツびいどろ之觴」、寛文の目録には「ビイドロ錫并鉢」、元禄の目録には「同(ヒイトロ)鉢」とあり「朝」号長持に移されて、天保の目録に「仮水晶鉢」と著録されている。

(55) 大日本史料 第三編之十八 三四六頁
由水氏は初めから綱封蔵に納められ、この時勅封蔵に移したとされている。(前掲論文)

(56) 東大寺統要録 宝藏篇

(57) 東大寺勅封藏記 卷下寛元以後

(58) 杉長持蓋裏書

三藏御修理從征夷大將軍右府家康公、被仰付造立畢。並長櫃卅二個。被成御寄進者也。

慶長八年癸卯九月吉日

(59) 東大寺雜事記 慶長十七年閏十月十三日条

本光国師日記 慶長十七年閏十月廿七日・廿八日・十一月十一日・十八年二月十日及び十一日条

慶長十九年藥師院実祐記 続々群書類従 第一六雑部所収

(60) 東大寺三藏御宝物御改之帳 続々群書類従 第一六雑部所収

(61) 東大寺三藏宝物記 寛文六年開封(宮内庁書陵部所蔵)

(62) 東大寺正倉院開封記 続々群書類従 第一六雑部所収

(63) 正倉院棚別目録四〇三号の白瑠璃高杯は、大仏開眼の日に、同目録四〇五号の漆小櫃に納めて奉納されたものである。小櫃には表に「納瑠璃杯二口・水精玉五枚・白瑠璃高杯一口・雜香六裹・練金十一枚」、裏に「天平勝宝四年四月九日 第一櫃」の墨書銘のある木牌がついていて、その由緒を証明している。この櫃は建久の目録には「黒塗舊二合」と見え、中倉の「相辛櫃五十八合」の一に収められている。慶長以後は、「東大寺」の銘のある如意と恒に共存することにより、引きつづき「せ」号長持に納められていたと推定されるが、慶長と寛文の目録には、この杯を納めていると推定される箱だけが「貳ツ、箱」と記録されて、内容の記述に及ばず、元禄の目録に至り、「箱壹ヶ、内ヒイトロ」と見え、天保の目録には「箱、彩色雜足、一箇、内ニ飯水晶、水器瑠璃鉢」と記録されている。

(64) 由水氏は前掲論文に於て、記録漏れという見解を示していられる。

(65) 正倉院宝物御開封事書 天保四癸巳年十月 続々群書類従 第一六雑部所収

天保四年御開封正倉院御宝録(宮内庁書陵部所蔵)

正倉院御宝物目録 天保四年御開封 続々群書類従 第一六雑部所収

(66) 帝室博物館編 正倉院御物目録 卷二 中倉納物